

三木市保健衛生推進協議会規約

(目的)

第1条 この会は、保健衛生事業を推進することにより、地域住民の健康づくり及び地域環境の美化に寄与することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この会は、三木市保健衛生推進協議会（以下「本会」という。）と称し、事務局を市民生活部環境政策課及び健康福祉部健康増進課内に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 健康診査及び各種検診の推進に関する事業
- (2) 保健衛生思想の普及活動に関する事業
- (3) 環境衛生及び環境美化の推進に関する事業
- (4) そ族衛生害虫の駆除に関する事業
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、円滑な目的遂行を図るため、次の10地区を組織する。

- (1) 三木地区
- (2) 三木南地区
- (3) 別所地区
- (4) 志染地区
- (5) 細川地区
- (6) 口吉川地区
- (7) 緑が丘地区
- (8) 自由が丘地区
- (9) 青山地区
- (10) 吉川地区

2 前項の各地区において、地区長を置く。

3 地区の運営に必要な事項は各地区で定める。

4 地区長は、地区の運営事項その他本会の運営事項について審議執行する。

(構成)

第5条 本会は、各地区の衛生常務委員で構成する地区保健衛生推進協議会をもって構成し、各協議会長は、地区長に充てる。

(他の組織への加入)

第6条 削除

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 9名 会 計 1名
理 事 若干名 監 事 2名

2 前項の役員は、各地区の正副会長を充てる。

(役員の選出)

第8条 前条の役員は、総会において選出する。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を処理する。

4 理事は、会務を処理する。

5 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期途中で役員の変更があった場合において、後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第11条 本会に顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。

3 会長は、顧問及び参与に意見を求めることができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び役員会議とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 役員会議は、必要により随時開催する。

4 総会及び役員会議は、委任状を含めてその構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決める。ただし、可否同数の場合においては、その決定を会長に委ねるもとする。

6 会議は、すべて会長が招集し、会議の議長となる。ただし、総会については、この限りではない。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の制定又は変更

(2) 会費の額及び負担の方法

(3) 事業計画及び収支予算の決定

(4) 事業報告及び収支決算の承認

(5) その他役員会において必要と認めた事項

(役員会の審議事項)

第14条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画の変更及び推進に関すること。
- (3) 功労者表彰に関すること。
- (4) その他会長において必要と認めた事項
(功労者表彰)

第15条 功労者表彰は、本会に功労のあった者で、第14条の役員会で適当と認められたものについて、感謝状を贈呈する。

(会計)

第16条 本会の経費は、会費（分担金）、寄附金及び補助金その他をもってこれに充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営、維持に関し必要な事項、別にこれを定める。

附 則

この規約は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

三木市保健衛生推進協議会顧問

三木市長 仲田 一彦

兵庫県議会議員 村岡 真夕子

加東健康福祉事務所長 逢坂 悟